

ID: 939

担当部署: こども福祉部 福祉室 障がい福祉課

処分の概要	特別障害者手当の不支給(法第11条(第3号を除く。))の準用)		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【根拠条文】 第11条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 (1) 受給資格者が、正当な理由がなく、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。 (2) 障害児が、正当な理由がなく、第36条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 (準用) 第26条の5 第5条第2項、第5条の2第1項及び第2項、第11条(第3号を除く。)、第12条、第16条並びに第19条から第25条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第16条中「第8条、第22条から第25条まで」とあるのは「第22条、第24条、第25条」と、「第9条第2項」とあるのは「第26条の5において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び法第36条の規定による。 (調査) 第36条 行政庁は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。 2 行政庁は、必要があると認めるときは、障害児、重度障害児若しくは特別障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日